

議題1（委員会決裁事項（規則第3条第1号））

調査書における目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）について

府立高等学校入学者選抜における中学校3年生の目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）について、別紙のとおり決定する。

平成27年4月10日

大阪府教育委員会

府立高等学校入学者選抜における中学校3年生の目標に準拠した評価(いわゆる絶対評価)について(案)

1 府教育委員会は、府内統一の絶対評価の基準を示す。

(1) 中学校3年生の「評定平均」を、2年生時のチャレンジテストによる検証を経て決定する。

府全体の「評定平均」=3.22

(参考) チャレンジテストの検証で得られた
府全体の「評定分布」

5	12%
4	25%
3	41%
2	17%
1	5%

(2) 各中学校は、「評定平均」と全国学力・学習状況調査の結果を活用した「評定平均の範囲」内で評定を確定する。

市町村教育委員会は、所管する中学校の評定の妥当性・信頼性の向上に向け、指導を行う。

(例)

	A校	B校	府全体
全国学力調査の平均正答率	57.0%	63.0%	60.0%
全国学力調査での対府比(A)	0.95	1.05	1.00
評定平均の目安(B) (府全体の評定平均×(A))	3.06	3.38	3.22
評定平均の範囲 ((B)−0.30 ~ (B)+0.30)	2.76~3.36	3.08~3.68	—

- ・全国学力・学習状況調査における各中学校の結果全体の平均正答率と府の結果全体の平均正答率との比(対府比)を「府全体の評定平均」に乗じて得られる数値を当該校の「評定平均の目安」とする。
- ・各中学校が調査書の評定を確定するにあたっては、「評定平均」や「評定平均の目安」設定の時期や内容、また、設定後の生徒の学力状況の変化等を勘案し、「評定平均の目安」±0.30の「評定平均の範囲」内で行うものとする。

2 府教育委員会は、提出された調査書の評定の検証を行う。